

(その1)

収支報告書

令和5年分
開催分)

(ふりがな) とがしひろゆきこうえんかい
1 政治団体の名称 とがし博之後援会
2 主たる事務所の所在地 秋田市仁井田新田3丁目13-20

3 代表者の氏名 (姓) (名)
熊谷 恵
4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
越前谷 茂

事務担当者の氏名
(姓) (名)
佐藤 貴子
(電話) 018-839-5601
(電話)
(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項	
第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名 富樫 博之	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名(2人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者(姓) (名)	
の氏名(3人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	
まで	
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



他383

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	7,673,993
(前年からの繰越額)	1,046,993
(本年の収入額)	6,627,000
支 出 総 額	7,428,123
翌年への繰越額	245,870

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	6,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	6,000,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	6,000,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	美心倶楽部女性セミナー	627,000	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	627,000	
	合計	627,000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	自由民主党秋田県第一選挙区支部	1,000,000	R5/2/6	秋田市仁井田新田3-13-20	富樫 博之	
2	自由民主党秋田県第一選挙区支部	1,000,000	R5/4/18	秋田市仁井田新田3-13-20	富樫 博之	
3	自由民主党秋田県第一選挙区支部	1,000,000	R5/5/30	秋田市仁井田新田3-13-20	富樫 博之	
4	自由民主党秋田県第一選挙区支部	1,000,000	R5/7/10	秋田市仁井田新田3-13-20	富樫 博之	
5	自由民主党秋田県第一選挙区支部	1,000,000	R5/8/30	秋田市仁井田新田3-13-20	富樫 博之	
6	自由民主党秋田県第一選挙区支部	1,000,000	R5/10/5	秋田市仁井田新田3-13-20	富樫 博之	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	6,000,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	6,000,000				

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	1,215,000	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	1,448,069	0	
(4) 事 務 所 費	680,127	0	
小 計	3,343,196	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	3,444,874	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	627,000	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	627,000	0	
(4) 調 査 研 究 費	13,053	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	4,084,927	0	
合 計	7,428,123		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	ガソリン代 /	90,453	R5/1/31 /	(株)山二 /	秋田市中通2-5-20 /	
2	ガソリン代 /	98,549	R5/2/28 /	(株)山二 /	秋田市中通2-5-20 /	
3	ガソリン代 /	72,736	R5/3/30 /	(株)山二 /	秋田市中通2-5-20 /	
4	ガソリン代 /	99,122	R5/4/28 /	(株)山二 /	秋田市中通2-5-20 /	
5	ガソリン代 /	60,809	R5/5/31 /	(株)山二 /	秋田市中通2-5-20 /	
6	ガソリン代 /	95,807	R5/6/30 /	(株)山二 /	秋田市中通2-5-20 /	
7	ガソリン代 /	97,606	R5/7/31 /	(株)山二 /	秋田市中通2-5-20 /	
8	ガソリン代 /	116,785	R5/8/31 /	(株)山二 /	秋田市中通2-5-20 /	
9	ガソリン代 /	83,048	R5/9/29 /	(株)山二 /	秋田市中通2-5-20 /	
10	ガソリン代 /	112,981	R5/10/31 /	(株)山二 /	秋田市中通2-5-20 /	
11	ガソリン代 /	85,410	R5/11/30 /	(株)山二 /	秋田市中通2-5-20 /	
12	ガソリン代 /	84,472	R5/12/27 /	(株)山二 /	秋田市中通2-5-20 /	
13	文具代 /	13,920	R5/2/28 /	(株)中央科学 /	秋田市卸町3-1-22 /	
14	文具代 /	12,528	R5/3/30 /	(株)中央科学 /	秋田市卸町3-1-22 /	
15	文具代 /	21,216	R5/4/28 /	(株)中央科学 /	秋田市卸町3-1-22 /	
	こ の 頁 の 小 計	1,145,442	/			

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	文具・飲料代	33,330	R5/5/31	㈱中央科学	秋田市御町3-1-22	
17	プリンターインク代	29,702	R5/8/31	㈱中央科学	秋田市御町3-1-22	
18	雑貨代	17,064	R5/9/29	㈱中央科学	秋田市御町3-1-22	
19	文具代	10,841	R5/10/31	㈱中央科学	秋田市御町3-1-22	
20	文具代	15,135	R5/11/30	㈱中央科学	秋田市御町3-1-22	
21	印刷代	19,800	R5/6/30	佐々木企画	秋田市御所野下堤1-13-4	
22	印刷代	13,200	R5/10/2	佐々木企画	秋田市御所野下堤1-13-4	
23	印刷代	26,400	R5/12/12	佐々木企画	秋田市御所野下堤1-13-4	
24	印刷代	38,500	R5/8/30	㈱アクティス	秋田市泉南1-2-4	
25						
	こ の 頁 の 小 計	203,972				
	そ の 他 の 支 出	98,655				
	合 計	1,448,069				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	宅急便料金 /	10,976	R5/1/26	ヤマト運輸㈱ /	東京都中央区銀座2-16-10 /	
2	宅急便料金 /	28,380	R5/2/27	ヤマト運輸㈱ /	東京都中央区銀座2-16-10 /	
3	切手代 /	16,800	R5/2/13	日本郵便㈱ /	東京都千代田区大手町2-3-1 /	
4	切手代 /	34,148	R5/3/15	日本郵便㈱ /	東京都千代田区大手町2-3-1 /	
5	切手代 /	25,200	R5/4/24	日本郵便㈱ /	東京都千代田区大手町2-3-1 /	
6	切手代 /	24,600	R5/10/31	日本郵便㈱ /	東京都千代田区大手町2-3-1 /	
7	切手代 /	12,200	R5/12/21	日本郵便㈱ /	東京都千代田区大手町2-3-1 /	
8	コーヒー・お茶代 /	12,513	R5/2/13	メガ 仁井田店 /	秋田市仁井田本町5-9-26 /	
9	お茶・お菓子代 /	16,515	R5/3/30	メガ 仁井田店 /	秋田市仁井田本町5-9-26 /	
10	お菓子代 /	10,242	R5/4/30	VERY SWEETS /	秋田市卸町5-1-35-B /	
11	政治資金監査報酬料 /	33,000	R5/5/15	税理士 福井治 /	秋田市桜2-5-3 /	
12	お菓子代 /	10,800	R5/7/6	イオン秋田中央店 /	秋田市檜山川口境5-11 /	
13	お菓子代 /	10,040	R5/7/14	㈱秋田まるごと市場 /	秋田市卸町2-2-7 /	
14	サーキュレーター代 /	10,130	R5/7/19	無印良品 /	秋田市御所野地蔵田1-1-1 /	
15	車整備代 /	33,000	R5/9/1	トヨタカローラ秋田㈱ /	秋田市川尻町字大川反233-7 /	
	こ の 頁 の 小 計	288,544	/			
	そ の 他 の 支 出	391,583				
	合 計	680,127				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					渉外費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	会費 /	11,000	R5/1/5	二日会 会長 辻良之 /	秋田市仁井田目長田3-5-2 /	
2	年会費 /	28,000	R5/2/13	八橋鳩友会 クラブ長 高橋敏夫 /	秋田市横森3-5-12 /	
3	年会費 /	30,000	R5/7/20	秋田県防衛協会 /	秋田市山王3-1-7 /	
4	年会費 /	20,000	R5/7/31	秋田県隊友会 /	秋田市山王5-2-25 /	
5	年会費 /	120,000	R5/7/31	秋田県倫理法人会 /	秋田市山王3-3-9 /	
6	会費 /	30,000	R5/8/3	秋田市竿燈会 会長 加賀屋政人 /	秋田市大町1-3-30 /	
7	年会費 /	12,000	R5/8/31	秋田救難隊後援会 /	秋田市雄和椿川字山籠23-26 /	
8	年会費 /	12,000	R5/9/29	秋田市の文化を育てる市民の会 /	秋田市千秋明德町2-52 /	
9	会費 /	13,000	R5/12/11	秋田商工会議所青年部 会長 江 島勝志 /	秋田市旭北錦町1-47 /	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	276,000 /				
	そ の 他 の 支 出	2,088,371				
	合 計	2,364,371 /				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	行事費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	会場使用料 /	30,552	R5/6/30	秋田ステーションビル㈱ /	秋田市中通7-2-1 /	
2	会場使用料 /	161,278	R5/9/28	秋田ステーションビル㈱ /	秋田市中通7-2-1 /	
3	会場使用料 /	38,750	R5/12/21	秋田ホテル㈱ /	秋田市中通2-6-1 /	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	230,580				
	そ の 他 の 支 出	1,100				
	合 計	231,680				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					交際費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	11,400				
	合 計	11,400				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	通信費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	別納郵便	10,983	R5/7/6	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	別納郵便	175,620	R5/7/6	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	別納郵便	48,006	R5/8/18	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
4	別納郵便	29,629	R5/9/1	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
5	別納郵便	68,269	R5/9/28	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	332,507				
	そ の 他 の 支 出	9,324				
	合 計	341,831				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	組織対策費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	信書便代 /	12,400	R5/1/31	ハートフェルト 柏谷悟志 /	秋田市高陽幸町4-27 /	
2	信書便代 /	22,000	R5/2/28	ハートフェルト 柏谷悟志 /	秋田市高陽幸町4-27 /	
3	信書便代 /	14,300	R5/3/30	ハートフェルト 柏谷悟志 /	秋田市高陽幸町4-27 /	
4	信書便代 /	17,900	R5/4/28	ハートフェルト 柏谷悟志 /	秋田市高陽幸町4-27 /	
5	信書便代 /	12,100	R5/5/31	ハートフェルト 柏谷悟志 /	秋田市高陽幸町4-27 /	
6	信書便代 /	13,200	R5/6/30	ハートフェルト 柏谷悟志 /	秋田市高陽幸町4-27 /	
7	信書便代 /	12,100	R5/7/31	ハートフェルト 柏谷悟志 /	秋田市高陽幸町4-27 /	
8	信書便代 /	19,250	R5/8/31	ハートフェルト 柏谷悟志 /	秋田市高陽幸町4-27 /	
9	信書便代 /	31,650	R5/9/29	ハートフェルト 柏谷悟志 /	秋田市高陽幸町4-27 /	
10	信書便代 /	14,300	R5/10/31	ハートフェルト 柏谷悟志 /	秋田市高陽幸町4-27 /	
11	信書便代 /	15,950	R5/11/30	ハートフェルト 柏谷悟志 /	秋田市高陽幸町4-27 /	
12	信書便代 /	26,400	R5/12/27	ハートフェルト 柏谷悟志 /	秋田市高陽幸町4-27 /	
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	211,550	/			
	そ の 他 の 支 出	6,842				
	合 計	218,392	/			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費・交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	277, 200				
	合 計	277, 200				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
					その他の事業費 (美心倶楽部女性セミナー9/15)	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	会場使用料 /	627,000	R5/9/15	秋田ステーションビル㈱ /	秋田市中通7-2-1 /	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	627,000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	627,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					書籍購入費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	13,053				
	合 計	13,053				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 5月 20日

政治団体の名称 とがし博之後援会

会計責任者の氏名 越前谷 茂



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和6年5月16日

とがし博之後援会
代表 熊谷 恵 殿

登録政治資金監査人 福井 浩二
登録番号 第1172号
研修修了年月日 平成21年4月21日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、とがし博之後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、とがし博之後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員

関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

3 業務制限

とがし博之後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、とがし博之後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上